

かいほう

臨時特集号

No.55



社団法人 全国建設機械器具リース業協会

CONTENTS

巻頭言 「年頭所感」

国土交通省大臣 扇 千景 1
国土交通省総合政策局 建設施工企画課長 田中 康順 3

組織

国土交通省発足及び経済産業省の発足 5
国土交通省組織図 6
地方整備局の組織概要 8
建設省から地方整備局に委任される業務について 9

関係法令

行政改革大綱 11
下請け契約における代金支払いの適正化等について 14
公共工事設計労務単価の適正な取扱いについて 17
建設機械の排出ガス浄化装置について 18

協会より

協会支部名簿 22
あてがき 23



「年頭所感」

国土交通大臣

扇 千景

平成13年の新しい年を迎え、謹んで新春のごあいさつを申し上げます。

現在、我が国は、少子・高齢化、高度情報化、環境問題への関心の高まり、経済社会のグローバル化等の変化に伴い、これまで我が国を支えてきた経済社会システムを抜本的に改革する歴史的な転換期を迎えております。

このような経済社会情勢の変化を背景とした中央省庁等改革において、運輸省、建設省、北海道開発庁、国土庁は、国土政策、社会資本整備、交通政策等を総合的に推進することを任務として、1月6日に国土交通省に移行しました。今後は、

統合のメリットを活かすことにより、21世紀の国土のブランドデザインを念頭に置いて、無駄なくスピーディーに、またコストダウンを図りつつ、質の高い施策を展開し、今般の改革が国民のためになかったといえるように努めていく所存です。

国土交通省の使命は、人々の生き生きとした暮らしとこれを支える活力ある経済社会、日々の安全、美しく良好な環境、多様な地域を実現するためのハード・ソフトの基盤を整備することにあると認識しております。この観点から、

○全国計画から地方計画、都市計画までを体系化し、また、基幹的交通ネットワークから身近な

居住環境整備までを対象とし、都市と地方を通じた安全でバランスのとれた国土の適正な整備・管理の戦略的な推進

○陸・海・空にわたる、交通施設、交通サービス等のハード・ソフトが一体となった総合的な交通体系の整備の推進

○事業間の連携、費用対効果分析を含む事業評価、コスト縮減、入札契約制度の一層の改善等による、社会资本の整合的かつ効率的な整備の推進等の施策を進めていくこととしておりますが、統合のメリットを目に見える形で具体化していくためには、職員一人一人の意識改革が強く求められているところ です。

他方、我が国の経済状況に目を転じますと、景気は緩やかな改善が続けているものの、しっかりとした回復軌道に乗せるためにも、公共事業には、大きな期待が寄せられております。特に、北海道においては、北海道拓殖銀行の破綻、有珠山噴火の影響などから、依然として厳しい状況が続いております。このため、平成13年度政府予算案につ

いては、施策の融合化等による統合のメリットがあがる分野への重点化を行いつつ、公共事業関係費として、前年度当初予算と同程度の規模の国費7兆2、511億円を確保したところであり、非公共事業関係費8、409億円と合わせ、所管事業の円滑かつ着実な執行に、鋭意、取り組んでまいり所存です。

以上、新しい年を迎え、私の所信の一端を申し述べましたが、今後とも、国土交通行政の推進に、国民の皆様の一層の御支援、御協力をお願いいたします。また、本年は、2001年という大きな節目の年であります。皆様方にとりまして希望に満ちた大いなる発展の年となりますことを心より祈念いたしまして、年頭のあいさつといたします。



「年頭所感」

建設施工企画課長

田中康順

21世紀の新年にあたる平成13年の新春を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。

社団法人全国建設機械器具リース業協会並びに会員の皆様方におかれましては、日頃より建設事業の推進について格別のご理解、ご協力を賜り、ここからお礼申し上げます。

ご案内の通り、私どもこの1月6日に中央省庁再編により国土交通省として発足し、課名も新たに建設施工企画課としてスタートしています。21世紀の国土のランドデザインを念頭に置いて、無駄なくスピーディーに、また環境、安全への配慮やコストダウンを図りつつ、質の高い社会基盤

を提供できるよう諸施策に取り組んでいく所存です。尚一層のご支援、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

さて、我が国は、少子・高齢化、高度情報化、環境問題への関心の高まり、経済社会のグローバル化等の変化に伴い、これまで我が国を支えてきた経済社会システムを抜本的に改革する歴史的な転換期を迎えております。

また、我が国の経済状況に目を転じますと、景気は緩やかな改善が続けているものの、しっかりとした回復軌道に乗せるためにも、公共事業は大きな期待が寄せられています。このため、平成13

国土交通省発足及び 経済産業省の発足!!

年度政府予算案については、国土交通省として、施策の融合化等による統合のメリットがあがる分野への重点化をいっつつ、公共事業関係費として、前年度当初予算と同程度の規模の国費7兆2,511億円を確保したところであります。

平成13年度の国土交通省の主要施策に関連した、建設施工についての主な取り組みをあげさせて頂きますと、まず、IT革命への積極的な対応の環境として、建設施工における計測技術や自動化技術を融合し、各作業を一連の施工として合理化することのできる「情報化施工」を推進することです。この中では、どの現場でも共通したシステムが適用できるよう規格の標準化を進めることも重要な視点だと考えております。

また、諸般の環境問題への対応の一環として、昨年11月の中央環境審議会答申や12月の東京都条例に見られるようなディーゼル排出ガス問題がありますが、建設機械においても従来より取り組んでいる「排出ガス対策型建設機械」の普及など、排出ガス対策の一層の推進に努めていきます。

さらに、公共事業における建設コスト縮減に向けて、建設現場の生産性向上を阻害している要因や、先進的な生産性改善の事例を分析することで建設現場の生産性向上を促進する「施工環境改善」を進めていくこととしております。関係各位の積極的な取り組みを期待しているところです。

貴協会におかれましては、第三次構造改善事業計画の推進の一環として、建設機械の有効利用を図るといった観点からリースレンタル市場における情報システムの構築に鋭意取り組まれています。今後の建設事業は、総合的な国土マネジメントの観点からの推進が求められており、これを支える建設施工に関しては、さらにレベルアップを図っていく必要があります。この観点からも貴協会の取り組まれているシステムの構築、活用により、建設機械器具のより積極的な活用が図られることを期待しています。

おわりに、貴協会並びに会員の皆様の益々のご発展とご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

中央省庁等改革基本法、省庁改革関連法に基づく省庁再編により、2001年1月6日より従来の「一府二十二省庁」は「一府十二省庁」に整理・統合されました。

当協会の主務官庁でありました建設省は北海道開発庁・国土庁・運輸省が統合され「国土交通省」になりましたので組織等につきましてお知らせいたします。

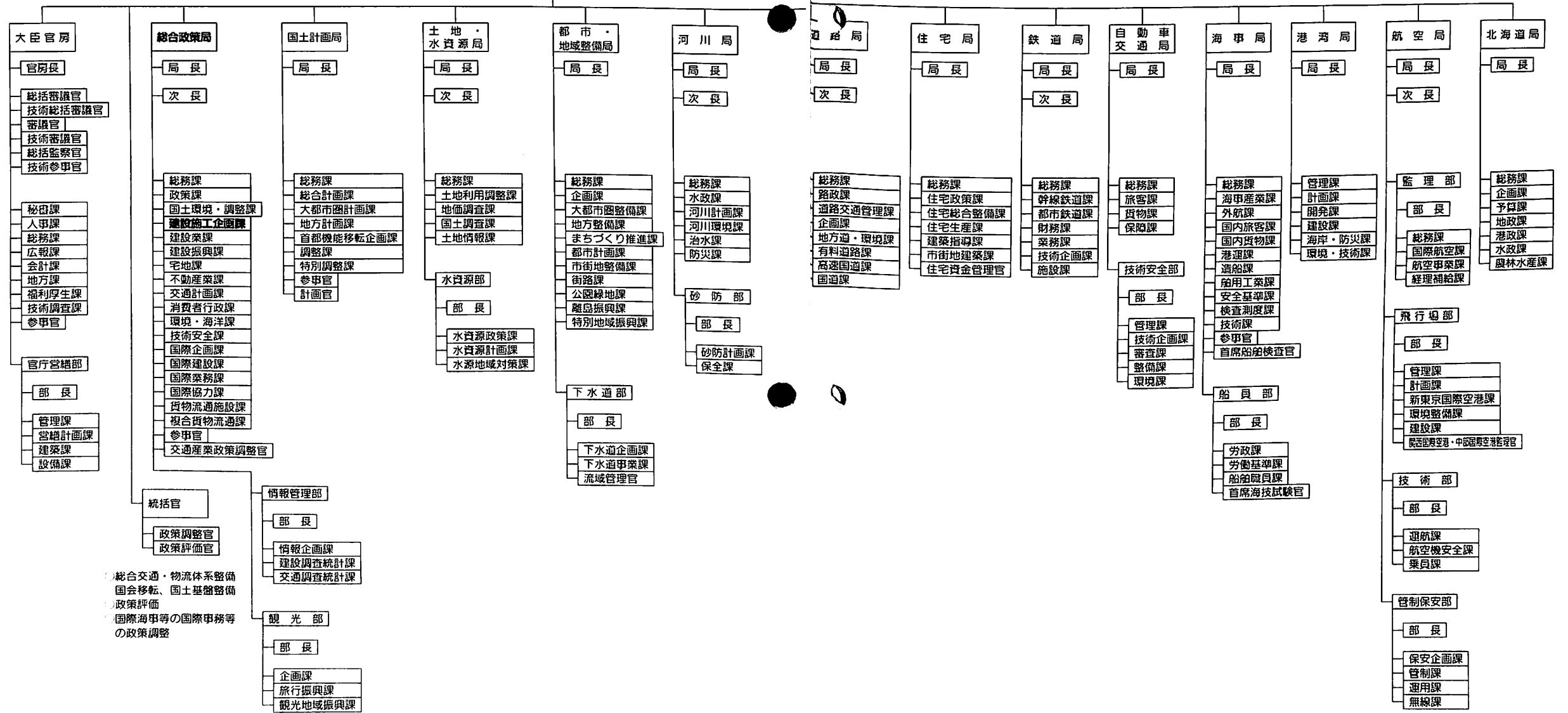
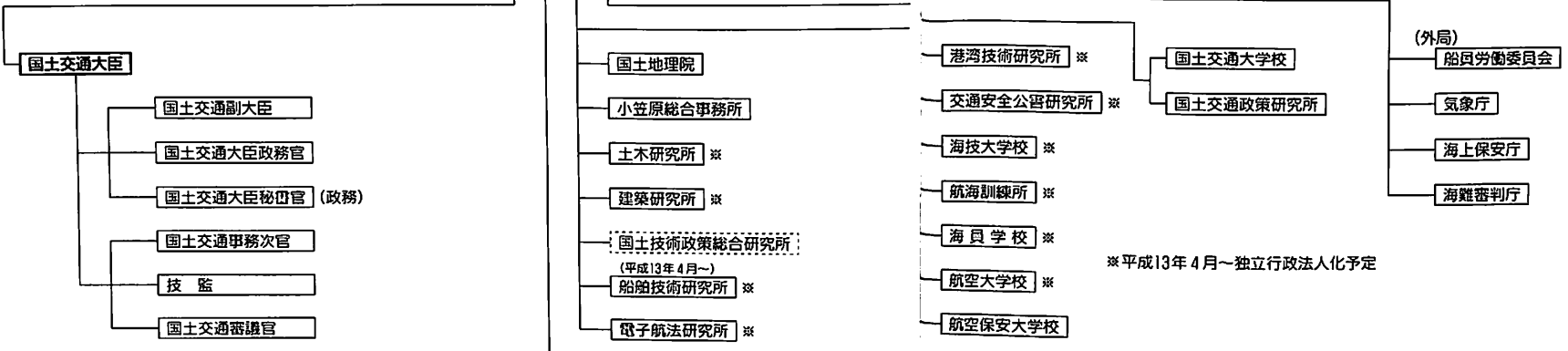
なお、これまでお世話になっていました建設省 建設経済局 建設機械課は、国土交通省 総合政策局 建設施工企画課となり、引続き当協会の所管課として御指導いただくことになっております。

地方建設局の関係では、建設省の地方建設局と運輸省の港湾建設局が統合され、地方整備局となり、今まで本省が担っていた業行政の一部を各地方整備局が担当することになっております。

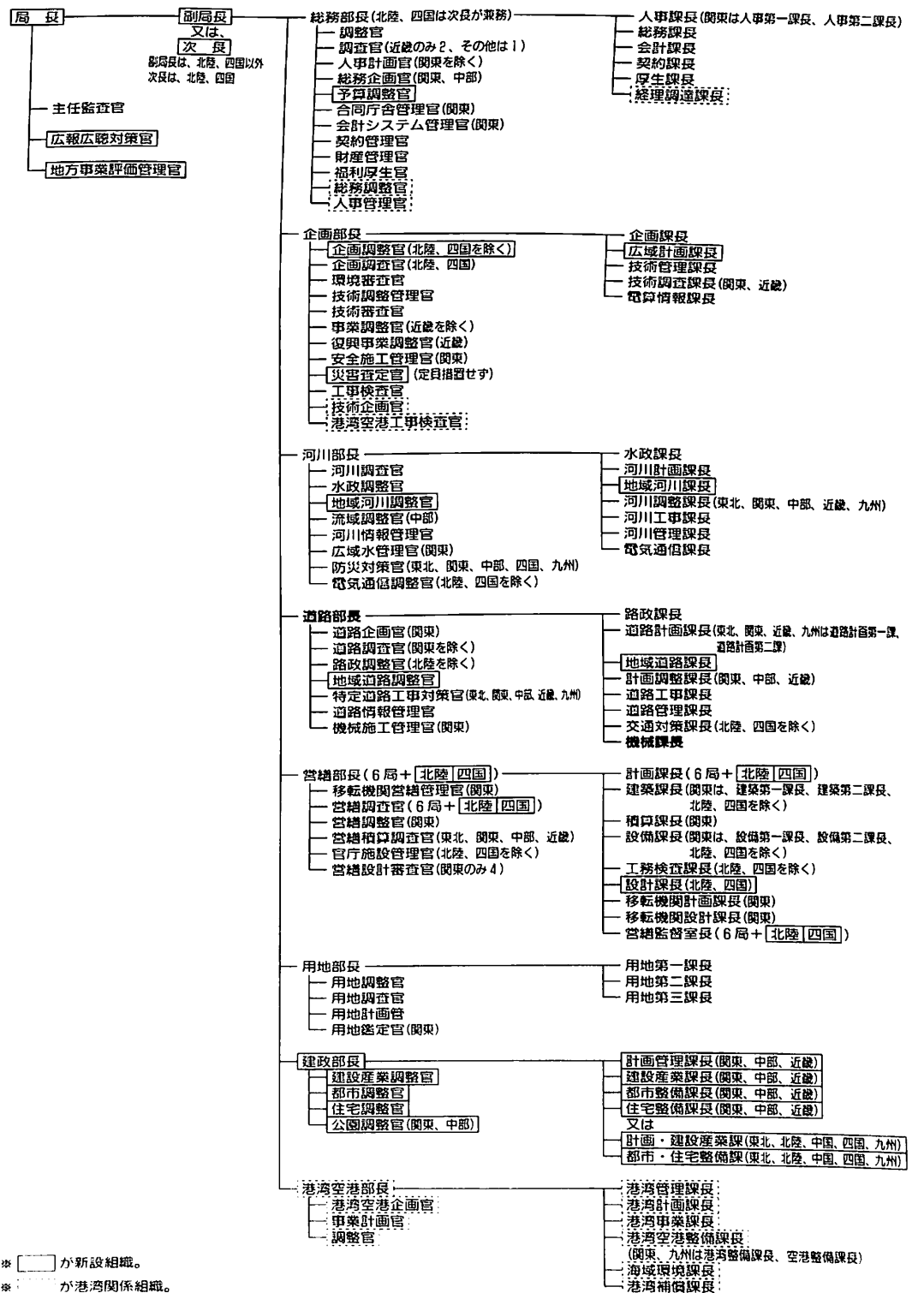
一方、可搬形発電機整備技術者の関係では、通商産業省 資源エネルギー庁 電力技術課は再編に伴い名称を変更した、経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課が所管課となりました。

また、これまでの地方通商産業局は〇〇経済産業局となり、関東地方の場合でいいますと関東経済産業局 資源エネルギー部 発電課が窓口となります。

国土交通省



地方整備局の組織概要



建設省から地方整備局に委任される業務について

平成十三年一月の地方整備局への移行に際しては、これまでの直轄事業の整備・管理を軸とした地方建設局の業務に加えて、新たに本省から委任される業務を執行していくこととなります。これらの業務の代表例を紹介します。

なお、以下に述べる新たな委任業務を執行する課については、地方整備局の体制により異なっており、例えば計画管理課において執行する業務を計画・建設産業課において執行する地方整備局もあります。

都市計画行政について

まちを住み良いものにしていくため、土地の利用や建物の建て方のルール、道路や公園などの計画について、市町村、都道府県が役割分担して決めているのが都市計画であり、建設省においては、国全体の見地に立った都市計画制度の企画立案、運用等を行っています。

地方整備局においては、建設部計画管理課が都道府県による都市計画区域指定、都市計画決定の際の同意等に関する事務を、建設部都市整備課が当該同意に係る技術的審査等に

土地区画整理事業について

土地区画整理事業は、既成市街地から新市街地に至るまでの様々な都市整備の局面に対応して、道路・公園等の都市基盤施設の整備・改善と宅地利用の増進を一体的に進めることにより、健全な市街地の形成を図る事業です。

地方整備局においては、建設部計画管理課が予算に関する連絡調整や補助金交付決定等の処理に関する事務を、都市整備課が補助事業の助成、事業計画の認可等に関する事務を執行していくこととなります。

市街地再開発事業について

市街地再開発事業は、市街地の有効高度利用と都市機能の更新を図るため、再開発ビルの建築と公共施設の整備を一体的に行う事業です。

地方整備局においては、公団施行以外の市街地再開発事業に関する事務を処理することとなりますが、このうち、建設部計画管理課が予算に関する連絡調整や補助金の交付に関する事務を、都市整備課が本省都市・地域整備局所管に係るものの補助金の審査、事業計画の認可等に関する事務を、住宅整備課が本省住宅局所管に係るものの補助金の審査、事業計画の認可等に関する事務を執行していくこととなります。

街路事業について

街路事業は、都市の再生・再構築を進め、都市の魅力と機能向上を図る観点から、一般の道路改築のほか、鉄道を高架化する連続立体交差事業や都市モノレール等の整備など、多彩な事業を展開しています。

地方整備局においては、建設部計画管理課が予算に関する連絡調整や補助金交付決定等の処理、街路事業に係る都市計画事業の認可等の事務を、建設部都市整備課が補助事業の助成、街路事業に係る都市計画事業の認可に係る技術的審査等に関する事務を執行していくこととなります。

都市公園事業について

都市公園事業は、都市における生活環境の改善、災害に対する安全性の確保及び公害の防止を図る観点から、国営公園の整備・管理や地方公共団体による都市公園の整備に対する補助を実施しています。

地方整備局においては、建設部計画管理課が予算に関する連絡調整や補助金交付決定、都市公園事業に係る都市計画事業の認可等の事務を、建設部都市整備課が補助事業の助成、都市公園事業に係る都市計画事業の認可に係る技術的審査等の事務を執行していくこととなります。なお、国営公園については、建設部都市整備課が工事の全体計画及び管理に関する事務を執行していくこととなります。

下水道事業について

下水道事業は、下水を集めて処理、放流すること等により、生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質の保全等を図る事業です。

地方整備局においては、建設部計画管理課が予算に関する連絡調整や補助金交付決定等の処理、下水道処理施設維持管理者の登録に関する事務を、建設部都市整備課が補助事業の助成、流域別下水道整備総合計画の同意、事業計画の認可等に関する事務を執行していただくこととなります。

公営住宅整備事業について

公営住宅整備事業は、低所得の住宅困窮者に対して低廉な家賃で住宅を賃貸することを目的として、公営住宅を整備する地方公共団体に対して補助を行うものです。

地方整備局においては、建設部計画管理課が予算に関する連絡調整や補助金交付決定等の処理に関する事務を、建設部住宅整備課が補助金の審査、事業の指導・監督等に関する事務を執行していただくこととなります。

土地収用制度について

土地収用法に基づき建設省において実施している事業認定は、土地等の所有権等の権利を強制的に収用又は土地等を使用するに値する公共性がある事業であることを認定する行

政処分です。

地方整備局においては、建設部計画管理課が事業認定等の事務を執行していただくこととなります。

建設業行政について

建設業行政は、建設業法等に基づき、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図るため、建設業を営む者について許可制度を実施すること等により、建設工事の適正な施工の確保を図り、建設工事の発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として実施しています。

地方整備局においては、建設部建設産業課が建設業の許可、経営事項審査、監督処分等に関する事務を執行していただくこととなります。

不動産業行政について

建設省においては、宅地建物取引業法に基づき、購入者等の利益の保護と宅地及び建物の流通の円滑化を図ることを目的として、宅地建物取引業を営む者について免許制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うことにより、業務の適正な運営と宅地及び建物の取引の公正の確保に努めています。

地方整備局においては、建設部建設産業課が宅地建物取引業の免許、監督等に関する事務を執行していただくこととなります。

建設関連業行政について

建設関連業（測量業、建設コンサルタント、地質調査業）については、その適正な運営と健全な発達を図るため、登録制度を実施しています。

地方整備局においては、建設部建設産業課が建設関連業者の登録、登録簿の閲覧等に関する事務を執行していただくこととなります。

河川・道路関係の補助事業について

河川部、道路部においては、従来の直轄事業の整備・管理を軸とした業務に加え、特定の政策目的の遂行のために国が地方公共団体や第三セクター等に補助を行う補助事業等を執行していただくこととなります。

地方整備局においては、本省河川局、道路局所管事業に関する補助事業の助成事務は、それぞれ河川部地域河川課、道路部地域道路課（交付関係事務はそれぞれ河川部水政課、道路部路政課）が執行していただくこととなります。また、災害復旧事業における事業費の決定に関する事務は企画部技術管理課と災害査定官が執行していただくこととなります。

関係通達法令

行政改革大綱

（平成12年12月1日）
閣議決定（案）

21世紀の我が国経済社会を自律的な個人を基礎とした、より自由かつ公正なものとするため、これまでの国・地方を通ずる行政の組織・制度の在り方、行政と国民との関係等を抜本的に見直し、新たな行政システムを構築する必要がある。

このため、21世紀の開始とともに新たな府省体制を確立し、中央省庁等改革の成果をより確実なものとする事とし、21世紀の国・地方を通じた行政の在り方について、①新たな時代の要請に対応する観点から、内閣機能の強化、省庁の大きくくり編成等による総合性、機動性を備えた行政の実現、②国民の主体性と自己責任を尊重する観点から、民間能力の活用、事後監視型社会への移行等を図ることによる簡素かつ効率的な行政の実現、③行政情報の公開と国民への説明責任の徹底を図ることによる国民に開かれた透明性の高い行政の実現、④行政事務の電子化、窓口の利便性の向上等を図ることによる国民本位の質の高い行政サービスの実現、を旨とし、今後、平成17年（2005年）までの間を一つの目途として各般の行政改革を集中的・計画的に実施する。

こうした見地に立って、今後の行政改革の重要課題として、①新たな時代にふさわしい行政組織・制度への転換を目指す観点からの特殊法人等の改革、公務員制度改革、行政評価システムの導入、公会計の見直し・改善、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革、②国と地方の関係を見直し、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点からの更なる地方分権の推進、③行政と民間との新たな関係を構築する観点からの規制改革、④その他、電子政府の実現を始め、省庁再編に伴う運営・施策の融合化、行政の組織・事務の減量・効率化等を推進する。

これら行政改革の推進に併せ、司法制度改革審議会の意見等を踏まえ、司法機能の充実強化を図るための司法制度改革を推進するものとする。

る補助金等において役員報酬に係る助成は行わないこととする。

(3) 措置期限・経過措置等

i) 上記(1)、(2)の改革は、平成13年度末を目途に実施計画を策定した上で、平成17年度末までのできる限り早い時期に実行することとする。

ii) なお、それまでの間は、『公益法人の設立許可及び指導監督基準』及び『公益法人に対する検査等の委託等に関する基準』について(平成8年9月20日閣議決定)の規定の徹底を図る。

iii) 経営情報の公開については、上記閣議決定に加え、国からの委託等、推薦等又は補助金等に係る事業内容等の公開や外部からの業績評価を進めるとともに、指定法人の情報公開の在り方の検討及び公益法人会計基準の改善策の検討を行う。

iv) また、役員の報酬等の在り方について、特殊法人等における検討を踏まえ、所要の措置を検討する。

(4) 地方公益法人に係る措置

都道府県所管公益法人について、国は、地方公共団体に対し、上記(1)、(2)と同様の措置を講ずるよう要請するとともに、地方公共団体の支出についても、国の公益法人改革を踏まえて、地方交付税措置の見直しを行うものとする。

行政改革大綱(抄)

公益法人に対する行政の関与の在り方の改革

(1) 委託等、推薦等に係る事務・事業の見直し

国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から厳しく見直した上で、今後とも国の関与が必要とされるものについては、国自らが行い又は独立行政法人に行わせることとし、独立行政法人への事務移管その他所要の措置を講ずる。これ以外のものについては、当該事務・事業に対する国の関与は廃止するなどの措置を講ずる。

(2) 財政負担の縮減・合理化

ア 基本的考え方

国からの公益法人への補助金・委託費等(以下、「補助金等」)については、上記(1)の業務の見直しの内容も踏まえつつ、官民の役割分担の観点、限られた財政資金の効率的使用の観点、及び行政の説明責任の確保と透明性の向上の観点から厳しく見直し、その縮減・合理化を進めることとする。

イ 公益法人に対する補助金等の支出の適正化

公益法人に対する補助金等の支出の適正化については、委託等、推薦等に係る事務・事業の見直しと併せて検討を進めることとし、独立行政法人への事務移管その他必要な措置を以下のように講ずる。

(ア) 国が公益法人に対して交付する補助金等で、当該法人が更に他の公益法人やその他の法人等の第三者に分配・交付するものについては、当該補助金等を整理・統合した上で、国自ら又は独立行政法人が分配・交付することとする。

(イ) 国からの補助金等により公益法人が行う事務・事業であって、当該法人の総収入に対し、その補助金等が大部分を占める場合は、その必要性等について厳しく精査を行い、当該事務・事業を整理・統合した上で国自らが行い又は独立行政法人に行わせることとし、これを適用することが困難な公益法人については別途検討する。

(ウ) 官民の役割分担の徹底、役員報酬の適正化の観点から、公益法人に対す

請負代金の設定及び代金支払の適正化等に一層努められるよう、貴会傘下建設業者に対する指導をさらに徹底されたい。

なお、従来より、調査を踏まえ必要に応じ注文者に対し指導を行い、改善報告の提出を求めるなどしてきているところであるが、本年度も立入調査を実施するなど早期の指導徹底に努める予定であり、その際、労務費は受け取る側にとって見れば日々の生活に直接影響を及ぼすものと考えられることから、労務費の支払の状況を重点的な調査項目の一つとして調査を行うので、留意されたい。

なお、本年8月31日、施工体制台帳に請負契約書の写しを添付しているかなど、現場施工体制等の確認を積極的に実施するよう、都道府県等に通知したところである。また、今般成立した「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」においても、公共工事の受注者に対し、施工体制台帳の写しを発注者に提出することを義務付けることとされたところである。これらのことも踏まえ、これまで以上に下請契約の適正化に努められたい。

記

1. 調査によると、徐々に改善しているものの、依然として25%強の下請契約において何らの契約書も締結されていない状況にあることから、建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書により、適正な工期及び工程の設定を含む契約を締結するとともに、下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとし、明確な経費内訳による見積書の提出、それを踏まえた双方の協議等の適正な手順によることを徹底すること。特に、労務費等の見積りに当たっては、賃金等の単価に加えて必要な諸経費を適正に考慮すること。今回、併せて、公共工事設計労務単価を見積り等の参考資料として取り扱う際の留意事項について通達したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

また、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金を変更する必要があるときは、双方の協議等の適正な手順によりこれを変更すること。

なお、書面による契約が締結されていないことは、建設業法第19条に抵触するので、十分留意すること。

2. 注文者が前払金の支払を受けたにもかかわらず、当該前払金を他の建設工事の支払に流用しているなど、受注者に対して資材の購入、建設労働者の募集その他当該前払金に係る下請工事の着手に必要な費用を前払金として支払わない例が依然として見受けられるので、こうした慣行を一刻も早く改めること。

特に、公共工事においては、発注者からの前金払は現金でなされるので、企業の規

建設業者団体の長 殿

建設省建設経済局長

下請契約における代金支払の適正化等について

標記については、従来から下請契約における注文者（以下「注文者」という。）に対する指導方お願いしているところであるが、資金需要の増大が予想される冬期を控え、経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請契約における受注者（以下、「受注者」という。）に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため特段の配慮が必要である。

また、最近の厳しい建設産業の経営環境を踏まえ、建設省においては、平成10年1月と12月に建設業の経営改善に関する対策を取りまとめるとともに、平成11年7月1日には、「建設産業再生プログラム」を、更に、これに沿って、本年5月26日には、「建設産業構造改善推進3カ年計画」を策定し、元請下請取引の適正化や経営改善の推進等の諸施策に取り組んできたところである。

特に、適正な契約の締結及び代金支払の適正化等については、平成3年2月5日に策定した「建設産業における生産システム合理化指針」に基づき、指導を行ってきたところであるが、今般注文者に対して行った「下請代金支払状況等実態調査」（以下「調査」という。）によれば、徐々に改善しているものの、25%強の下請契約において契約書による締結が依然として行われておらず、前払金や労務費相当分などの必要な資金についても、受注者に対して適正に支払われていない例が多く見られるなど、依然として改善が遅れている状況が見受けられるほか、特に最近において受注者に対する支払が不適切な事例が増加しているとの指摘もある。

厳しい経営環境の中で、とりわけ元請下請取引の適正化が従来にも増して強く求められており、またそれが上位下請と下位下請の間の取引にも影響を与えていることを踏まえ、同指針の遵守について現場事務所に至るまで格段の指導に努められるようお願いするとともに、特に下記事項に十分留意し、下請契約における

建設省経労発第50号
平成12年12月7日

建設業団体の長 殿

建設省建設経済局
労働資材対策室長

公共工事設計労務単価の適正な取扱いについて

従来から下請契約における注文者に対する代金支払の適正化等について指導方
お願いしているところであるが、依然として改善が遅れている状況が見受けられ
るほか、公共工事設計労務単価の趣旨を取り違えた見積りを行う不適切な事例が
増加しているとの指摘もある。

そもそも、公共工事設計労務単価は、公共事業の工事費の積算に用いるための
ものであり下請契約における労務単価を拘束するものではなく、また、労働者に
支払われた賃金のみを調査したものであり、所定時間外の労働に対する割増賃金
や現場管理費、一般管理費等は含まれていないものである。従って、例えば、交
通誘導業務について契約を締結する場合には、交通誘導員の賃金に警備会社の経
費等を加えるなど、現場管理費及び一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮す
る等、公共工事設計労務単価の意味とその取扱いについて、貴会傘下建設業者に
対し、周知、指導方よろしく願いたい。

模にかかわらず、前金払制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を速やかに
現金で前金払するよう十分配慮すること。

また、前払金を受領しながら、受注者に対して適切な支払いを行わないことは、
建設業法第24条の3第2項に抵触するので、十分留意すること。

さらに、公共工事にかかる前払金については、受注者（保証事業会社と保証契約を
締結した注文書と下請契約を締結した受注者に限る。以下この段落において同じ。）の
請求により受注者の口座へ振込が可能なので、この旨を受注者に対して周知すると
ともに、保証事業会社と保証契約を締結した注文者においては、この方式により受注者
に対して前金払を行うよう努めること。

なお、併せて、昨年、保証事業会社に対し、前払金の受注者に対する適正な支払い
についての監査の強化等を行うよう通達したので、その内容についても、周知徹底を
図ること。

3. 下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形
振出日）までの期間をできる限り短くすること。

4. 下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用す
る場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務
費相当分については、現金払とすること。特に、最近の厳しい経営環境を踏まえ、公
共工事の下請契約における代金の支払等については、受注者の資金繰りや雇用確保等
の観点から、迅速に対応すること。

また、公共工事における完成払等発注者から現金による支払があったときは、受注
者に対して相応する額を速やかに現金で支払うよう配慮すること。

5. 手形期間は、120日以内でできる限り短い期間とするよう従来より通知しているところ
であるが、調査によると120日を越える期間を設定している例も多く見受けられるの
で、さらに徹底すること。

また、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交
付しないこと。

6. 注文者は、受注者の倒産、資金繰りの悪化等により、下請契約における関係者に対
し、工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう
十分配慮すること。

また、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、建設業法第41条第2
項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

7. 資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても
上記1から6までの事項に準じた配慮をすること。

平成7年度建設技術評価制度公募課題
 「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」及び民間開発建設技術の
 技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置

会社名	型式
東京濾器(株)	DCR-200E
東京濾器(株)	DCR-300E
東京濾器(株)	DCR-600E
東京濾器(株)	DCR-650E
東京濾器(株)	DCR-900E
東京濾器(株)	DCR-1200E
東京濾器(株)	DCR-1600E
東京濾器(株)	DPM-250HE
東京濾器(株)	DPM-500HE
東京濾器(株)	DPM-900HE
東京濾器(株)	DPM-1500HE

事務連絡
 平成12年12月20日

(社)全国建設機械器具リース業協会会長 殿

建設省建設経済局建設機械課長補佐
 徳長政光

建設機械の排出ガス浄化装置について

建設省直轄工事における建設機械の排出ガス対策として、排出ガス対策型建設機械以外の未対策建設機械に装着することにより排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる「排出ガス浄化装置」の型式は平成12年11月末現在、別表1の通りとなっております。

平成11年6月28日付け「建設機械の排出ガス浄化装置及び黒煙浄化装置について」、平成11年12月16日及び平成12年4月13日付け「建設機械の排出ガス浄化装置について」でお知らせしたとおり、別表1に該当する型式以外の装置を、建設省により性能が確認された装置であるがごとく表示を行って営業されている事例が見受けられますので、別添の確認方法を参照のうえ、再度貴参加関係会員への周知徹底及びご協力をよろしく申し上げます。

なお、トンネル工事用排出ガス対策型建設機械の指定に関する要件である「排出ガス対策型黒煙浄化装置」については、平成12年11月末現在、別表2の通りとなっておりますので、併せてお知らせします。

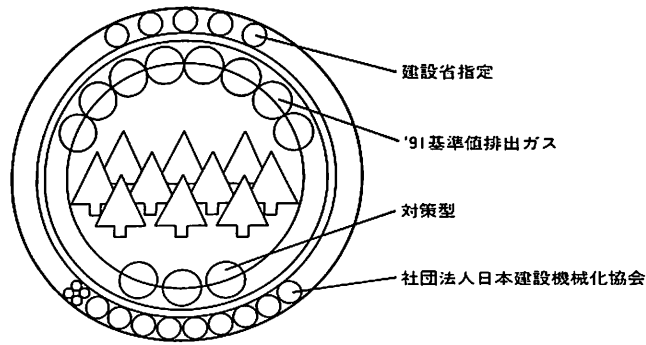
(別添)

建設省が指定する「排出ガス対策型建設機械」及び「これと同等と見なすことのできる排出ガス浄化装置を装着した建設機械」の確認方法

建設省が指定する「排出ガス対策型建設機械」及び「これと同等と見なすことのできる排出ガス浄化装置を装着した建設機械」については、識別ができるように以下(①あるいは②)のラベルが貼付されています。

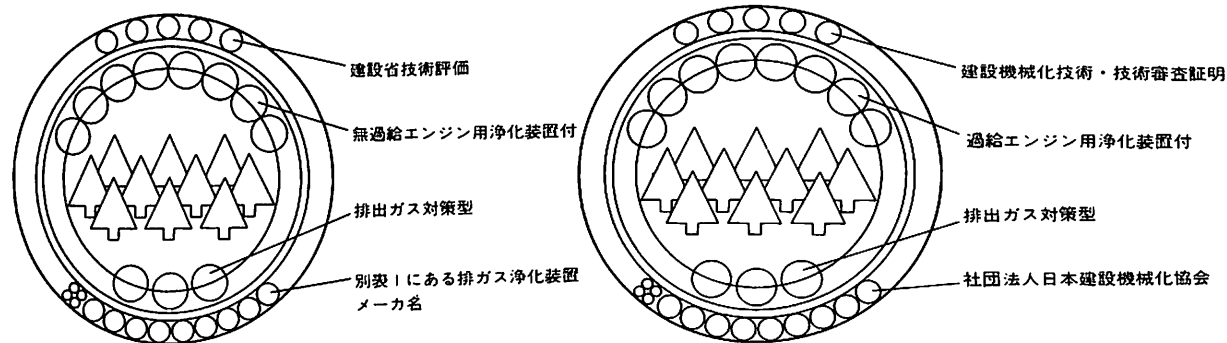
①「排出ガス対策型建設機械」に貼付されるラベル

注意 このラベルの上部には「建設省指定」と記載され、下部には「社団法人日本建設機械化協会」と記載されています。



②「排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことのできる排出ガス浄化装置を装着した建設機械」に貼付されるラベル

注意 このラベルの上部に「建設省技術評価」あるいは「建設機械化技術・技術審査証明」と記載され、下部には「別表1にある排出ガス浄化装置メーカー名」あるいは「社団法人日本建設機械化協会」と記載されています。



問合せ先：建設省建設経済局 建設機械課 調査第二係 03-3580-4311(内線2758)

別表 2

排出ガス対策型黒煙浄化装置認定一覧

認定番号	会社名	型式	認定番号	会社名	型式
1	東京濾器(株)	DPM-250HA	34	イビデン(株)	CHZK-100
2	東京濾器(株)	DPM-250H	35	イビデン(株)	CHFA-50
3	東京濾器(株)	DPM-500H	36	イビデン(株)	CHFA-75
4	東京濾器(株)	DPM-900H	37	イビデン(株)	CHFA-100
5	東京濾器(株)	DPM-1500H	38	住友電機工業(株)	SCD-411
6	日本ドナルドソン(株)	DCM08-1	39	住友電機工業(株)	SCD-412
7	日本ドナルドソン(株)	DCM08-2	40	住友電機工業(株)	SCD-211
8	日本ドナルドソン(株)	DCM09-2	41	住友電機工業(株)	SCD-310
9	日本ドナルドソン(株)	DCM16	42	九州松下電器(株)	KME-HL-1
10	日本ドナルドソン(株)	DCM24-3	43	九州松下電器(株)	KME-HL-2
11	日本ドナルドソン(株)	DCM24-4	44	九州松下電器(株)	KME-HL-3
12	日本ドナルドソン(株)	DCM28	45	九州松下電器(株)	KME-HL-4
13	日本ドナルドソン(株)	GCM08	46	九州松下電器(株)	KME-HL-5
14	日本ドナルドソン(株)	GCM16	47	(株)ボーテック	Vsel-50
15	日本ドナルドソン(株)	GCM24-3	48	(株)ボーテック	Vsel-100
16	日本ドナルドソン(株)	GCM24-4	49	(株)ボーテック	Vsel-200
17	日本ドナルドソン(株)	GCM28	50	(株)ボーテック	Vsel-300
18	(株)テネックス	TNX-1	51	日本ドナルドソン(株)	GCM06
19	(株)テネックス	TNX-2	52	日本ドナルドソン(株)	GCM08-2
20	(株)テネックス	TNX-3	53	日本ドナルドソン(株)	GCM12
21	イビデン(株)	CF I-100	54	日本ドナルドソン(株)	GCM14
22	イビデン(株)	CF I-200	55	日本ドナルドソン(株)	GCM14L
23	イビデン(株)	CF I-300	56	日本ドナルドソン(株)	GCM16M
24	イビデン(株)	CF I-400	57	(株)いすゞセラミックス	ATA15K
25	イビデン(株)	CF I-500	58	(株)いすゞセラミックス	ATA19K
26	イビデン(株)	CF I-600	59	(株)いすゞセラミックス	ATB21K
27	イビデン(株)	CF III-200	60	(株)いすゞセラミックス	ATB33K
28	イビデン(株)	CF III-400	61	(株)いすゞセラミックス	ATB49K
29	イビデン(株)	CF III-600	62	(株)いすゞセラミックス	ADA15K
30	イビデン(株)	CF III-800	63	(株)いすゞセラミックス	ADA19K
31	イビデン(株)	CF III-1000	64	(株)いすゞセラミックス	ADB21K
32	イビデン(株)	CF III-1200	65	(株)いすゞセラミックス	ADB33K
33	イビデン(株)	CHZK-75	66	(株)いすゞセラミックス	ADB49K

協会支部名簿

平成12年11月末現在

支部名称	支部長名	事務局長名	〒	所在地	TEL	FAX
北海道支部	伊藤 武史	澤口 輝雄	060-0034	北海道札幌市中央区北四条東2-8-3 第2まるよビル4F	011-221-1485	011-222-5612
青森支部	川村 雄蔵	槻木沢四郎	039-2241	青森県八戸市市川町字古場蔵1-68 八戸北インター工業団地(株)ほくと内	0178-21-1513	0178-21-1514
秋田支部	斎藤 善勇	斎藤 弘子	010-1431	秋田県秋田市仁井田二ツ屋1-11-41 サイエーリース(株)内	018-892-7222	018-892-7223
岩手支部	吉田 正晴	佐藤 恵子	023-0852	岩手県水沢市山崎町1-8	0197-24-8271	0197-25-8266
宮城支部	石井 嘉一	伊藤 壽朗	984-0015	宮城県仙台市若林区卸町5-5-1 仙台団地倉庫協同組合館2F	022-238-1751	022-238-1752
山形支部	茂木 忠勇	佐藤 徹	990-0811	山形県山形市長町3-16-22	0236-84-9455	0236-84-2449
福島支部	後藤 泰治	鈴木 英子	963-8041	福島県郡山市富田町字向館121-20	024-952-0588	024-952-1747
新潟支部	酒井 安治	吉田 準一	950-0941	新潟県新潟市女池8-14-17	025-284-6605	025-284-5265
群馬支部	石塚 幸司	石原 栄志	371-0013	群馬県前橋市西片見町4-5-15	027-243-2822	027-243-2822
栃木支部	渡辺 勝一	阿部 智光	320-0041	栃木県宇都宮市松原2-5-21 栃木県木材会館4F	028-621-6062	028-621-1923
東京支部	小林 定之	浦田 隆	101-0062	東京都千代田区神田駿河台2-1 近江兄弟社ビル4F	03-3294-4071 4072	03-3295-1820
神奈川支部	金山 静雄	森川 晴子	221-0835	神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町1-6-1 岩井ビル5F	045-322-0613	045-314-5513
長野支部	矢崎 照男	新田 晴茂	390-0805	長野県松本市清水1-6-18	0263-33-1820	0263-39-1132
静岡支部	福田 寛	福田 寛(兼任)	421-1221	静岡県静岡市牧ヶ谷2420-1 第一建機工業(株)内	054-276-0543	054-277-1222
中部支部	近藤 昌三	白井 實	460-0008	愛知県名古屋市中区栄1-14-14 御園パレス3F302	052-203-1657	052-203-1658
富山支部	高野 義雄	小倉 秀信	938-0013	富山県黒部市沓掛567 (株)吉田商会内	0765-52-2688	0765-54-3307
石川支部	吉川 義孝	林 善明	920-0018	石川県金沢市三口町水13-1 コーポミックチ10号	076-238-7097	076-238-7097
福井支部	福嶋 敏栄	牧田 剛	910-0842	福井県福井市開発3-3509	0776-52-0646	0776-33-5212
滋賀支部	中村 吉輝	樋上ちえみ	524-0013	滋賀県守山市下之郷町637-3 第一観光ビル2F	077-581-0481	077-581-0481
京都支部	石橋久仁夫	吉田 栄次	604-8831	京都府京都市中京区四条通中道西入 高石機械産業(株)内	075-802-0171	075-841-1595
大阪支部	廣津 迪伸	野崎 雅子	556-0022	大阪府大阪市浪速区桜川3-4-24 カベタニビル4F	06-6561-7405	06-6567-3432
和歌山支部	角口 賀敏	丸田 美枝	640-8323	和歌山県和歌山市太田667	073-474-5789	073-474-1038
兵庫支部	松山 博	小野 恒雄	650-0025	兵庫県神戸市中央区相生町2-2-7 ツルビル2F	078-361-2481	078-361-2487
中国支部	阪本 敏彦	清水 五月	733-0873	広島県広島市西区古江新町7-10	082-275-0532	082-275-0532
四国支部	秋山 正信	明石 俊幸	760-0066	香川県高松市福岡町3-35-16	087-851-7683	087-826-2324
九州支部	永島 賢治 (会長代行)	北野 富也	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-9-1 東福第2ビル6F	092-482-6685	092-452-2563
沖縄支部	榑原 文男	伊川 武徳	901-2101	沖縄県浦添市字西原573	098-876-6410	098-876-6410



平成十三年一月六日より、国土交通省がスタートいたしました。

会員各位におかれましては、ご周知のことと思っておりますが、この度の改革により、中央から地方への時代の要請を反映し、本省から地方局への事務委任が数多くなされておられ、当協会の主務官庁であります、国土交通省及び地方整備局の詳細な組織図等につきまして、臨時特集号として編集いたしましたのでお知らせいたします。ご活用くださるようお願いいたします。

なお、「かいほう」新年号(No.54)を発行したところですが、「かいほう」の使命といたしまして、協会組織に關し、時世の変化を臨時特集号として発行し、記録として残すことも一つの責務と考えております。ご了承くださるよう合わせてお願いいたします。

最後にになりましたが、会員各位の皆様の益々のご隆盛を祈念申し上げます。

平成十三年一月

広報委員長

矢崎 照男

かいほう 臨時特集号 No.55

発行日 平成13年1月
 発行者 社団法人 全国建設機械器具リース業協会
 〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-1-1 近江兄弟ビル4階
 TEL 03-3293-1727
 FAX 03-3293-1725
 発行責任者 広報委員長 矢崎 照男
 制作編集 榑木電子情報印刷
 〒151-0066 東京都渋谷区西原1-135-1-5
 TEL 03-3460-1258
 FAX 03-3460-1258





かいほう
No.55